

四万十町税条例等の一部を改正する条例

第1条による改正（四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を改正する条例）

改正後	改正前
(災害等による期限の延長) 第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求に関するものを除く。</u>）又は納付若しくは納入（以下この条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 （略） 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（<u>独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。</u>）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。））、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用さ	(災害等による期限の延長) 第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立てに関するものを除く。</u>）又は納付若しくは納入（以下この条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 （略） 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。））、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

改正後	改正前
せていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告) 第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、<u>第12号又は第16号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。 附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の2 (略) 2～7 (略) 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用<u>及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</u> (6) (略) 9 (略)	(1)～(6) (略) (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告) 第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで<u>又は第12号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。 附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の2 (略) 2～7 (略) 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 (6) (略)

改正後

改正前

第2条による改正（四万十町税条例の一部を改正する条例（平成27年9月17日条例第36号））

附 則（平成27年9月17日条例第36号）

（町たばこ税に関する経過措置）

第5条 （略）

2 （略）

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
（略）		

4～9 （略）

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
（略）		

附 則（平成27年9月17日条例第36号）

（町たばこ税に関する経過措置）

第5条 （略）

2 （略）

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
（略）		

4～9 （略）

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	<u>から</u>	<u>、第5項及び</u>
（略）		

改正後	改正前																																												
11 (略) 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第7項の表以外の部分</td><td>第4項の</td><td>第11項の</td></tr><tr><td>同項から前項まで</td><td>同項、第5項及び前項</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table> 13 (略) 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第7項の表以外の部分</td><td>第4項の</td><td>第13項の</td></tr><tr><td>同項から前項まで</td><td>同項、第5項及び前項</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	(略)			第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の	同項から前項まで	同項、第5項及び前項	(略)			(略)			第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の	同項から前項まで	同項、第5項及び前項	(略)			11 (略) 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第7項の表以外の部分</td><td>第4項の</td><td>第11項の</td></tr><tr><td>から</td><td>、第5項及び</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table> 13 (略) 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第7項の表以外の部分</td><td>第4項の</td><td>第13項の</td></tr><tr><td>から</td><td>、第5項及び</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	(略)			第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の	から	、第5項及び	(略)			(略)			第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の	から	、第5項及び	(略)		
(略)																																													
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の																																											
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項																																											
(略)																																													
(略)																																													
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の																																											
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項																																											
(略)																																													
(略)																																													
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の																																											
	から	、第5項及び																																											
(略)																																													
(略)																																													
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の																																											
	から	、第5項及び																																											
(略)																																													